

愛媛県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高等学校等を中途退学した者が、再び私立高等学校又は専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものに再入学又は編入学して学び直すときに、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）の規定による高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も、卒業までの期間、授業料に対して支援することについて、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 学び直しへの支援金（以下「学び直し支援金」という。）は、この要綱に基づき学び直し支援金の支給対象となる者（以下「受給権者」という。）から委任を受けた私立高等学校等の学校設置者（以下「学校設置者」という。）が、受給権者に代わって学び直し支援金の受領を行い、その有する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることにより、受給権者の私立学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給要件)

第 3 条 学び直し支援金は、次のすべてに該当する者に支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
 - (2) 高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
 - (3) 法第 3 条第 2 項第 2 号に該当する者
 - (4) 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者（法第 5 条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は法第 3 条第 2 項第 3 号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）であった者に限る。）
 - (5) 高等学校等を退学したことのある者
 - (6) 愛媛県による学び直しの支援及び他の都道府県での同様の支援を通算して 24 月を超えて受けていない者
 - (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第 3 条第 2 項第 3 号に該当しない者）
- 2 前項第 3 号の規定は、法第 3 条第 2 項第 2 号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号。以下「省令」という。）第 7 条第 4 項に規定する単位数の合計が 74 を超える者については適用しない。

(支給額等)

第4条 学び直し支援金は、月を単位として支給するものとし、法第6条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額とする。

2 学び直し支援金の支給期間は、最大24月とする。

(支給申請及び決定)

第5条 学校設置者は、高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書(様式1)を学び直し支援金の支給を希望する生徒等へ配付し、生徒等から提出された支給申請書に所要の事項を記載するとともに、受給資格認定申請者一覧(様式2)を作成し、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、学校設置者から前項の規定による認定申請書と認定申請者一覧の提出があったときは、審査の上、受給資格の認定又は不認定の決定を行い、学校設置者に資格の認定又は不認定の通知(様式5、様式5(別添1)、様式5(別添2))をして、受給権者への通知(様式6、様式7)を依頼するものとする。

3 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、速やかに受給権者に通知するものとする。

(受給資格の消滅)

第6条 学校設置者は、受給権者の受給資格が消滅したときは、速やかに受給資格消滅者一覧(様式8)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、学校設置者から前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出があったときは、審査の上、当該受給権者の学び直し支援金受給資格の消滅を確定し、学校設置者に受給資格の消滅の通知(様式11、様式11(別添))をして、受給資格の消滅した者への通知(様式12、様式13)を依頼するものとする。

3 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、速やかに受給資格の消滅者に通知するものとする。

(授業料減免額の変更)

第7条 学校設置者は、受給権者の授業料減免額に変更があったときは、授業料減免に係る授業料額の変更届(様式18)を知事に提出しなければならない。

(支給停止等)

第8条 学校設置者は、受給権者が休学により学び直し支援金の支給停止を希望するときは、学び直し支援金の支給停止申出書(様式25)を受給権者へ配付し、受給権者から提出された支給停止申出書に所要の事項を記載するとともに、支給停止申出者一覧(様式26)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、学校設置者から前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、審査の上、支給停止の決定を行い、支給停止者一覧(様式27)を作成し、学校設置者を通じて受給権者に通

知（様式 28）をするものとする。

- 3 学校設置者は、学び直し支援金の支給停止の決定を受けた受給権者が支給再開を希望するときは、学び直し支援金の支給再開申出書（様式 29）を配布し、受給権者から提出された支給再開申出書に所要の事項を記載するとともに、支給再開申出者一覧（様式 30）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、学校設置者から前項の規定による支給再開申出書の提出があったときは、審査の上、支給再開の決定を行い、支給再開者一覧（様式 31）を作成し、学校設置者を通じて受給権者に通知（様式 32）するものとする。

（収入の状況の届出等）

- 第 9 条 学校設置者は、保護者等の収入状況に関する事項に係る届出書（様式 19、様式 19(別紙)）を受給権者へ配付し、受給権者から提出された認定申請書に所要の事項を記載するとともに、収入状況届出者一覧（様式 20）を作成し、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 学校設置者は、前項の規定にかかわらず、受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書（様式 19、様式 19(別紙)）を受給権者へ配付し、受給権者から提出された収入状況届出書に所要の事項を記載するとともに、収入状況届出者一覧（様式 20）を作成し、知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、学校設置者から第 1 項又は前項の規定による届出書と収入状況届出者一覧の提出があったときは、審査の上、学校設置者に収入状況審査結果の通知（様式 21、様式 21(別添)）及び支払差止通知（様式 23、様式 23(別添)）をして、受給権者への通知（様式 13、様式 24）を依頼するものとする。

（交付の申請）

- 第 10 条 学び直し支援金の交付を受けようとする学校設置者は、学び直し支援金交付申請書（様式 42）に関係書類を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

- 第 11 条 知事は、学校設置者から前条の規定による学び直し支援金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行い、学校設置者に交付決定の通知をするものとする。

（変更交付の申請）

- 第 12 条 学校設置者は、前条の規定による交付決定を受けた学び直し支援金の額の変更が必要となった場合には、あらかじめ変更交付申請書（様式 44）に関係書類を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

（交付の変更決定）

- 第 13 条 知事は、学校設置者から前条の規定による学び直し支援金の変更交付申請書の提出があつ

たときは、審査の上、交付の変更決定を行い、学校設置者に変更交付決定の通知をするものとする。

(状況報告)

第14条 学校設置者は、知事の要求があったときは、学び直し支援金に係る状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 学校設置者は、交付の決定を受けた学び直し支援金に係る実績報告書(様式46)に関係書類を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(学び直し支援金の額の確定等)

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、学び直し支援金の交付決定額(第13条の規定による交付の変更決定をした場合は、その変更決定された額)及び交付に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、学校設置者に学び直し支援金の額の確定の通知をするものとする。

(学び直し支援金の交付)

第17条 知事は、前条の規定により学び直し支援金の額の確定をしたときは、学校設置者に学び直し支援金を交付するものとする。

- 2 前項の規定により学び直し支援金の交付を受けようとする者は、精算払請求書(様式48)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、学び直し支援金の交付決定をした場合において、必要と認めるときは、学び直し支援金の概算払をすることができる。
- 4 前項の規定により概算払を受けようとする者は、概算払請求書(様式49)を知事に提出しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。